

## 子育て支援に関するアンケート調査 ～調査の趣旨とご協力のお願い～

### 【ご協力のお願い】

皆さまには、日頃より市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、親子が豊かに育ち合い、子どもを生み育てることに夢や希望が持てるまちをめざして、さまざまな子育て支援に関する取り組みを進めています。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立し、公布されました。この3法に基づき、新たな子ども・子育て支援新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図る取り組みが進められています。

本市においても、この法律にもとづく「子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、子どもの保護者を対象として、「アンケート調査」を実施させていただきます。

この調査にご協力いただく方は、市内にお住まいの小学生の子どものいらっしゃるご家庭の中から、無作為に選ばせていただいた方です。

お答えは、すべて無記名で、個人が特定されたり、他の目的に使用することはございません。

ご多忙のこととは存じますが、このアンケートは、今後5ヶ年の事業計画を決める大切なものですので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

平成25年●月

芦屋市長 山中 健

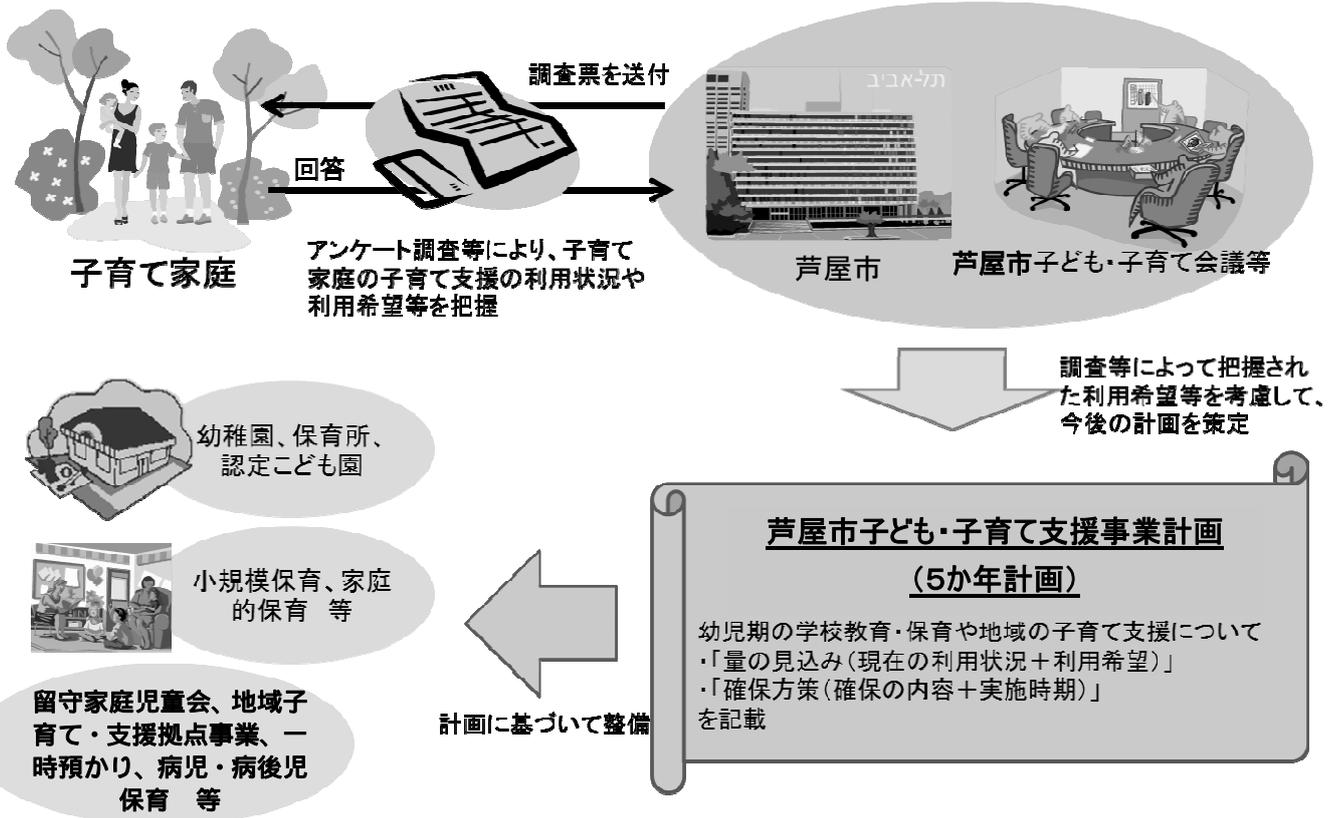
### 子ども・子育て支援新制度の目的

○子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

○子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛情関係を基礎として、心身の健全な発達を通じて、学童期に至るまで一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

○子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



## 芦屋市の子育て支援事業内容と利用料

芦屋市では、地域で子育て・子育てを支えるためいろいろな制度でみなさんを応援しています。

	内容	利用できる条件	利用料金
1. ベビーシッター (居宅訪問型保育)	保育者が子どもの家庭で保育する事業です。		民間事業者が実施しているため、それぞれ料金設定が違います。下記の内容は一例です。 入会金：50,000円程度 年会費：10,000円程度 利用料金：2,300円/1時間程度
2. ファミリー・サポート・センター	地域住民が子どもを預かる事業です。現在、芦屋市では、社会福祉協議会に委託しています。	0歳から小学校6年生までのお子さんをお持ちの芦屋市在住・在勤の人	最初の1時間まで800円 1時間を超えると400円/30分
3. 障がい児支援施設	指導と訓練、その他集団適応など必要な支援を受けたり、心身の発達に支援を要する児童が、通所により適切な放課後を過ごしたりします。	障害福祉サービス又は障害児通所支援にかかる支給決定を受けている児童	利用したサービスの費用の1割を負担いただきます。(月額の上限があります。)
4. 病児・病後児保育	病気やけがにより、保育所などで他の児童との集団生活が困難なお子さまを一時的にお預かりする事業です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市に居住または市内の保育所等に在籍する生後6カ月から10歳未満までの児童</li> <li>保護者が就労・傷病・事故・冠婚葬祭の都合により家庭での保育を行なうことが困難な児童</li> <li>当面症状の急変はないが、病気やけがの回復期に至っていない児童または回復期の児童</li> </ul>	1人1日2,000円
5. 学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに指導員のもとで、授業終了後の生活の場を提供する公的なものをいいます。	学校の放課後、保護者が就労等で昼間家庭を不在にする小学1年生から3年生	育成料月額10,000円 (うち2,000円は飲食物・教材費) <ul style="list-style-type: none"> <li>土曜保育加算：月額1,600円</li> <li>延長保育加算：月額3,000円</li> </ul> ※延長保育の実施は新年度入会受付期間の利用希望調査により各小学校別で決定いたします。

※事業・サービスは、年齢や条件によって違うものがありますので、あくまで目安として参照してください。また、現時点での内容・利用条件・利用料金となっていますので、平成27年度から支援新制度によるものではありません。